

関係会社様各位

平成 30 年 3 月 20 日

「水銀廃棄物(蛍光灯類)の処理のお知らせ」

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。毎度格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

このお知らせはお取引のある全てのお客様にお送りさせていただきます。

平成 29 年 10 月 1 より廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境省ホームページをご参照ください）にて水銀廃棄物の適正処理について新たな対応が必要になりました。

上記の法改正により蛍光灯・蛍光ランプ・蛍光管・電球などは専用の処理施設に持ち込むため、処理費用がかかります（一般的な蛍光灯 120cm 1 本=100 円・電球、蛍光ランプ・蛍光管等は 1 個=50 円）。また少量での回収が出来なくなりますのでご理解とご協力をお願い致します。

業務用の照明器具に付いている水銀灯、工場などで使われている長い蛍光灯は別途、ご連絡ください。（交換などであれば業者さんに引き取っていただいた方が良いと思われれます。）

甚だご迷惑なお知らせですがご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、収取運搬に関する許可証につきましては当社ホームページでご確認、印刷をお願い致します。

HP アドレス：www.tsutsumi-shouten.co.jp

ご不明の点がございましたら電話・メールでご連絡ください。

有限会社 堤商店

電話：03-3387-4876

e-mail：info@tsutsumi-shouten.co.jp